

# 館内規則

## 1 正門の開閉及び門限

### (1) 正門

正門は6時に開錠し、24時に施錠します。

### (2) 門限

門限は23時です。

やむを得ない理由により帰館が門限を過ぎることが予想される場合は、必ず所定用紙に必要事項を記入し、事前に会館事務局へ届け出てください。

## 2 館内生活

### (1) カードキー

①カードキーは自分で保管し、他人には預けないでください。

②部屋を出るときは必ず鍵を閉めてください。

③カードキーを紛失、破損した場合は、直ちに会館事務局へ届け出てください。

### (2) 外泊又は帰省

外泊又は帰省する場合は、必ず所定用紙に必要事項を記入し、事前に会館事務局へ届け出てください。

### (3) 連絡

会館事務局からの連絡は、内線電話、セキュリティインターホン、メールボックスへの配布、館内掲示板への掲示、会館ホームページへの掲載等で行います。

### (4) 郵便物

①郵便物は一括で会館に届くため、会館職員が各自のメールボックスに投函します。

②小包・書留等は、会館事務局で一時預かったのち受け渡します。

### (5) 訪問客

①入館者に訪問客があった場合は、会館事務局から内線電話で連絡します。

②訪問客との面会は、1階応接コーナーを利用してください。

③応接コーナーの面会利用時間は8時から22時までとします。

④父母、祖父母、姉妹、おば、姪、従姉妹(以下「家族等」という。)及び友人(女性に限る。)は、会館事務局へ届け出れば、次の条件で居室への入室並びに宿泊(女性に限る。)を許可します。なお、ゲストルームでの宿泊は、母、祖母、姉妹、おば、姪及び従姉妹に限ります。

(イ) 館内規則を遵守すること。

(ロ) 入館者が在室していること。

(ハ) 決められた場所以外へは立ち入らないこと。

(ニ) 友人の入室は一人までとすること。

(ホ) 居室での宿泊は家族等及び友人ともに一人までとすること。(宿泊回数には制限があります。)

## 3 居室の使用

### (1) 清掃

①居室内は各自で清掃し、清潔に保ってください。

②居室内の屑物・汚物等は、あらかじめ指示された方法に従って分別し、袋詰めの上、所定の場所へ各自で搬出してください。

### (2) 洗濯

①洗濯はランドリールームで行ってください。

②洗濯物は物干し竿を利用し、手摺りなどには干さないでください。

### (3) 静粛

他の入館者の迷惑にならないよう、室内でのテレビ、ラジオ等の音量、足音や話し声等の生活音には十分注意してください。

### (4) 居室内への立入り

管理上必要がある場合には、事前に連絡の上、会館職員が居室内に立ち入ることがあります。ただし、緊急でやむを得ない場合は、事前連絡なく会館職員が居室内に立ち入ることがあります。

## 4 共用施設及び備品

### (1) 利用方法

共用施設及び備品の利用方法・時間は各施設に掲示してあります。

他の入館者に迷惑のかからないよう留意し、大切にかつ清潔に利用してください。

#### ①ピアノ室

(イ) ピアノ室を利用する場合は、事前に会館事務局へ申し込んでください。

(ロ) ピアノ室への本人以外の出入りは禁止いたします。

(ハ) ピアノ室でマイク、アンプ等の機器を使用することは禁止いたします。

#### ②トランクルーム

大型のスーツケース等の保管のためトランクルームの使用を希望する場合は、会館事務局へ申し出てください。

### (2) 故障等の連絡

共用施設及び備品に故障、破損、紛失等が生じた場合は、直ちに会館事務局へ申し出てください。

なお、利用者の故意、不注意による故障、破損、紛失等の場合は、利用者に修復実費を負担していただきます。

## 5 保健衛生

(1) 急病のときや体の具合が悪いときは、直ちに会館事務局に連絡してください。

(2) 救急医薬品を用意しています。

## 6 防災・防犯

- (1) 不審者又は不審事に気付いた場合は、直ちに会館事務局に連絡してください。
- (2) 火災の発生を未然に防止するため、火気の使用は厳禁とします。また、外出の際は自室の火元の安全を確認してください。

## 7 禁止事項

- (1) 居室を第三者に使用又は利用させること。
- (2) 居室内の造作に変更を加えること。
- (3) 居室又は共用施設内で石油ストーブやカセットコンロ等の器具を使用すること。
- (4) 館内で喫煙すること。(居室内も禁煙です。)
- (5) 会館内における政治的、思想的、宗教的活動及び集会又はこれに類する行為をすること。
- (6) 共用施設又は居室の窓ガラス等にビラ等を掲示又は貼付すること。
- (7) 廊下その他の共用施設に私物を置くこと。
- (8) ペット類を飼育すること。
- (9) 会館内の風紀秩序を乱し、健全な会館運営を妨げる行為をすること。
- (10) その他、共同生活上不相当と認められる行為をすること。

## 8 その他

- (1) 定めなき事項  
この館内規則に定めのない事項については、秩序ある共同生活を維持できるよう良識に従って行動するよう努めてください。
- (2) 館内規則の改定  
この館内規則は、必要に応じて見直します。

以 上